

## 適格請求書(インボイス)発行事業者登録番号のお知らせ

令和 5 年 10 月 1 日から導入が予定されている、消費税の適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)においては、消費税の仕入税額控除のために適格請求書(インボイス)の保存が必要となり、事業者がインボイスの交付を行うためには「適格請求書発行事業者」としての登録申請が必要となります。

日向東臼杵広域連合ではインボイス制度の導入に先立ち、適格請求書発行事業者登録番号を取得しましたので、以下のとおりお知らせいたします。

### ■適格請求書発行事業者登録番号(登録年月日：令和 5 年 10 月 1 日)

会 計 名	日向東臼杵広域連合一般会計
名 称	日向東臼杵広域連合
登録番号	T9000020458449

### ※ 国税庁のホームページ「適格事業者発行事業者公表サイト」

(<https://www.invoice-kohyo.nta.go.jp/>)にて上記の登録番号を入力することで、登録情報をご確認いただけます。

### ■インボイス制度に関するお問い合わせ

インボイス制度に関する一般的なご質問やご相談については、インボイス制度電話相談センター(インボイスコールセンター)で受け付けています。

### 【インボイス制度電話相談センター(インボイスコールセンター)】

電話番号 0120-205-553(フリーダイヤル)

受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで(土、日、祝日を除く。)

### 【問い合わせ先】

日向東臼杵広域連合 総務係

TEL : 0982-53-3401 FAX : 0982-52-7889